

Web利用規定

那覇市立神原中学校
情報通信ネットワークの利用規定

☆ネットワーク運用に関する規定

- 1 那覇市立神原中学校 「情報通信ネットワークの利用」について必要な事項を定める。
ドメイン名 kamih-jh.nahaken-okn.ed.jp
メールアドレス kamih-jh@kamih-jh.nahaken-okn.ed.jp
Web ページURL <http://www.nahaken-okn.ed.jp/kamih-jh/>
携帯電話 URL <http://www.nahaken-okn.ed.jp/kamih-jh/i>
- 2 情報通信ネットワークの管理・運用等に関する事項は、「情報通信ネットワーク管理委員会」が定め、学校長、教頭、教務主任、コンピュータ主任、その他必要と定めた職員で構成する。
- 3 情報通信ネットワーク管理委員会は、学校長を責任者とする。コンピュータ主任は、実行委員長として、情報・通信ネットワークの管理・運営にあたる。
- 4 情報通信ネットワークを利用できる者は、
 - ① 本校職員
 - ② 本校生徒
 - ③ その他、情報通信ネットワーク管理委員会が認めた者
- 5 情報通信ネットワークの利用は、原則として学術研究および教育を目的とするものに限る。
ただし、学校の管理・運営および教職員・生徒の福利厚生に資するための利用は、認めるものとする。
- 6 情報通信ネットワークの利用にあたって、次の各号に掲げる行為は禁止する。
 - ① プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利の侵害
 - ② ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
 - ③ 他人を詐称する行為
 - ④ 営利を目的にした行為
 - ⑤ その他法令・社会慣行に反する行為
- 7 利用者がこの規定に反した場合、「情報通信ネットワーク管理委員会」は、その利用を停止または禁止することができる。

☆サーバー利用に関する規定（コンピュータ担当者）

- 1 サーバーの利用は、原則として研究情報や成果の公開ならびに支援を目的とするものに限る。
- 2 サーバーの管理・運用は、情報通信ネットワーク管理委員会より任命されたコンピュータ担当者が行う。
- 3 コンピュータ担当者は、サーバーに対して、スーパーユーザーの権限を持つ、IDおよびパスワードの交付を受けた者とする。

- 4 コンピュータ担当者は、サーバーの全システム管理を行う。
- 5 コンピュータ担当者は、Webページ（通称：神原中ホームページ）のデータ入力（Webページ更新）・管理・削除を行う。
- 6 コンピュータ担当者は、ネットワーク接続コンピュータ登録・削除を行う。
- 7 コンピュータ担当者は、利用者の電子メールアドレスの発行・削除、メーリングリストの設置・削除、パスワードの入力・管理を行う。
- 8 コンピュータ担当者は、次の各号に掲げる行為は禁止する。
 - ① ユーザーIDを第三者への貸与・譲渡
 - ② パスワードの第三者への開示
 - ③ プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利の侵害
 - ④ ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
 - ⑤ 他人を詐称するような行為
 - ⑥ 営利を目的にした行為
 - ⑦ 不正な利用またはそれを助ける行為
 - ⑧ 情報機器・資源を不当に占有・浪費する行為
 - ⑨ 他者のプログラムやデータ等を独断で改変または破壊する行為
 - ⑩ その他、法令および社会慣行に反する行為

☆情報通信ネットワーク利用に関する規定

- 1 本校職員は、情報通信ネットワークを自由に使うことができる。
- 2 本校生徒、その他情報通信ネットワーク管理委員会が認めた者が、情報通信ネットワークを利用するときは、本校職員の監督下で行わなければならない。
- 3 本校生徒が、情報通信ネットワークを利用できるコンピュータは、コンピュータ室のコンピュータに限る。
- 4 情報通信ネットワーク用のネットケーブルは、情報通信ネットワーク管理委員会が管理し、適当と認めたコンピュータをネットワークに接続する。
- 5 CU・SeeMe（テレビ会議システム）ソフトなどの特別な利用を行う時は、情報通信ネットワーク管理委員会に申し出て、許可を受けること。
- 6 利用者がこの規定に違反した場合、情報通信ネットワーク委員会は利用の停止または、禁止することができる。

☆(WWW利用に関する規定)

WorldWideWebの略。ハイパーテキスト形式でインターネット上、共通

- 1 本校職員は、WWWを自由に利用することができる。

- 2 本校生徒は、その他情報通信ネットワーク委員会が適当と認めた者が、WWWを利用するときは、本校職員の監督下で、行わなければならない。
- 3 WWWの利用に当たっては、次の各号に掲げるものは禁止する。
 - ① プライバシーおよび著作権の法令に定める権利を侵害するもの
 - ② ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
 - ③ 営利を目的としたもの
 - ④ その他法令および社会慣行に反するもの
- 4 利用者がこの規定に違反した場合は、情報通信ネットワーク管理委員会は、WWWの利用を停止または禁止することができる。

☆(Webページ作成・公開に関する規定)

通称：ホームページと呼んでいるインターネット個人ページのこと

- 1 神原中学校ホームページ（Webページ）は、情報通信ネットワーク委員会が管理（更新および削除）・運用する。
- 2 神原中学校ホームページにおいて、一般公開されるページは、情報通信ネットワーク委員会の承認を得たものに限る。
- 3 神原中学校ホームページ（Webページ）の作成・公開は次の者が行える。
 - ① 本校職員
 - ② 本校生徒（監督下で作成）
 - ③ その他情報通信ネットワーク委員会が適当と認めた者（監督下で作成）
- 4 すべてのホームページ（Webページ）において、以下の事項を表示しなければならない。
 - ① 著作権に係わる適切な表示
 - ② 第三者による複製，引用，URL公開の可否など，使用承諾条件の明示
 - ③ 掲示責任者の明示，制作，改訂の年月日※ なお，詳しいことについては共通に使用できるページへのリンクを設定することで対応しても良い。
- 5 ホームページ（Webページ）の作成に当たって，次に掲げるものは禁止する。
 - ① プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
 - ② 写真と名前によって生徒が特定できるようなもの。
（写真に対してフルネームは使用しないこと。）
 - ③ 名前に対して，住所・電話番号・生年月日等は表記しないこと。
 - ④ 個人情報詳しく載せる場合，本人または保護者から許可を得ること。
 - ⑤ ネットワークの運用に支障を及ぼす等，データ量が大きすぎて呼び出しに時間がかかるもの
 - ⑥ 他人を詐称するもの
 - ⑦ 営利目的のもの
 - ⑧ その他法令および社会慣行に反するもの

- 6 神原中学校のホームページ（Webページ）として適当でないと情報通信ネットワーク委員会により判断された場合、当委員会によって削除・改訂をすることができる。

☆(電子メール利用に関する規定)

- 1 メールユーザーID，パスワードは情報通信ネットワーク委員会が管理する。
- 2 電子メールを利用できる者は，次に掲げる者とする。
 - ① 本校職員
 - ② 本校生徒
 - ③ その他情報通信ネットワーク委員会が認めた者
- 3 電子メールの利用に関して次に掲げるものは禁止する。
 - ① ユーザーIDの第三者への譲渡，貸与
 - ② パスワードの第三者への開示
 - ③ プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
 - ④ 他人を詐称するもの
 - ⑤ 営利目的，その他法令および社会慣行に反するもの

☆(FTP利用に関する規定)

FTPとは，TCP/IPネットワーク上のファイル転送機能のprotocolsのこと。

- 1 本校職員は，FTPを自由に利用することができる。
- 2 本校生徒は，本校職員の監督下または，情報通信ネットワーク管理委員会が認めた者の監督下で行うことができる。
- 3 FTPの利用にあたっては，次の各号に掲げるものは禁止する。
 - ① プライバシーおよび著作権の法令に定める権利を侵害するもの
 - ② ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
 - ③ 営利を目的としたもの
 - ④ その他法令および社会慣行に反するもの
- 4 利用者がこの規定に違反した場合は，情報通信ネットワーク委員会はFTPの利用を停止または禁止する事ができる。

これらの要綱は，平成16年6月10日より適用する。